

## 都市計画道路 産業道路（駒場工区）事業計画に関する説明会 議事要旨

1. 開催日時 ① 令和6年3月21日（木） 午後 7時～午後 8時30分 開催  
② 令和6年3月24日（日） 午前10時～午前11時30分 開催
2. 開催場所 ① 市立本太中学校 体育館  
② 青少年宇宙科学館 視聴覚ホール
3. 配布資料  
① 次第  
② 説明用スライド資料  
③ 参考図（計画平面図）
4. 次第  
① 開会  
  
② あいさつ  
  
③ 職員紹介  
  
④ 事業計画説明  
（1）さいたま市の都市計画道路整備について  
（2）都市計画道路 産業道路（駒場工区）の都市計画について  
（3）事業概要について  
  
⑤ 質疑応答  
  
⑥ 閉会

## 5 質疑応答

### 【事業計画について】

Q 説明会の対象者を教えてください。

A 事業範囲内にかかる土地及び建物所有者と隣地関係者になります。

Q 4車線となった際の制限速度は何キロになるのか教えてください。

A 制限速度は、警察により開通時に決定されるため、現時点では未定ですが、設計速度を60km/hとして計画しています。

※「設計速度」は道路計画上の条件とするものであり、制限速度と同じものではありません。

Q 都市計画道路 産業道路の道路幅員を変更した、都市計画変更の経緯を教えてください。

A 都市計画道路 産業道路は、昭和38年に旧大宮市、旧浦和市ともに幅員20mで都市計画決定をしております。その後、平成元年、平成5年に旧大宮市側を幅員20mから25mに変更し、平成10年に旧浦和市側を、幅員20mから27mに変更しています。さらに、さいたま市誕生後、平成26年に旧大宮市側と旧浦和市側の計画幅員の整合を図るため、旧浦和市側を幅員27mから25mに変更し、最終的に現在の計画幅員25mとなっています。

Q 今後、用地買収対象地以外の権利者が参加する説明会はありますか。

A 今回の事業計画説明会は、用地測量のご説明をさせていただくため、土地及び建物所有者と隣接関係者の方々に対して実施しております。次回予定しております説明会では、事業認可、用地補償についてのご説明となりますので、土地及び建物所有者の方々を対象に実施する予定です。

### 【環境予測について】

Q 環境予測は、どのような条件で実施されたものでしょうか。

A 現在2車線の道路が将来4車線となった場合の大気質、騒音、振動についての予測結果となります。

Q 現況の環境観測は実施しないのでしょうか。

A 現況の環境観測を実施する予定はございません。

今回提示したものは、将来4車線化後の交通量において、環境予測を行うことを目的としています。

## 【用地買収・用地補償について】

- Q 計画平面図に事業範囲と示されているところが、用地取得範囲という認識でよいでしょうか。
- A 計画平面図に示した事業範囲は、概ねの用地取得範囲を示したものです。詳細位置については、来年度実施予定の用地測量により確定していくことになります。
- Q 都市計画道路が、所有地の半分程に掛かる場合、その影響部分のみが、用地取得の対象となるのでしょうか。その場合には、残地部分に建替えることになるのでしょうか。
- A 残地内で建替えが可能かどうか等を精査したうえで、適切に、補償を行います。建替えが困難な場合には、郊外移転等の補償を検討します。なお、補償金の算定は、物件調査を行い、詳細に現地を確認した後に行います。
- Q 残地内で建替えをする場合は、その費用の全額補償されるのでしょうか。
- A 建物に関わらず、工作物の補償については、経年劣化等の減価を加味した金額を補償し、補償料の範囲中で建替えをお願いすることになります。
- Q 残地内に、建替えができない場合の補償はどうなるのでしょうか。
- A 残地内での建て替えが困難と判断できる場合には、別の新しい土地に建替えていただくための、郊外再築補償というものを適用することになります。ただし、新たな土地については、権利者様に準備いただくことになります。
- Q 事業範囲内に、駐車場や植木等がある場合には、補償していただけるのでしょうか。
- A 建物の外、駐車場、植木、埋設管など移転いただく必要のある全ての物件が補償の対象となります。詳細については、物件調査の中で調査・積算させていただきます。
- Q 残地は取得いただけないのか。
- A 基本は道路用地のみを取得し、残地は取得いたしません。従前の土地よりも使い勝手が悪くなったことによる土地の評価減分の補償を行います。
- Q 移転等が必要となる場合、いつ頃から相談が可能となるのでしょうか。
- A 用地測量を実施していく中で権利者の皆様と立会をいたしますので、その中で個別に手続きについてのご希望を確認いたします。

【その他について】

- Q 隣接する都市計画道路 産業道路 原山工区、原山2工区の用地取得状況を教えてください。
- A 令和5年3月時点で、都市計画道路 産業道路 原山工区では99%、原山2工区では60%の用地取得率となっています。
- Q 都市計画道路 産業道路 駒場工区と上木崎工区の間は2車線のままでしょうか。
- A 令和6年4月に策定する「さいたま市道路整備計画」において、都市計画道路 産業道路 駒場工区と上木崎工区の間は、都市計画道路 産業道路 領家工区、領家2工区として位置づける予定です。計画期間である令和6年度から15年度の10年間で事業着手（事業認可取得）を目指してまいります。
- Q 本太中学校前交差点からの都市計画道路 元町三室線 三室工区までの整備予定を教えてください。
- A 当該区間は、令和6年4月に策定する「さいたま市道路整備計画」において、位置づけがないため、整備時期については、未定となります。

——以上——